

①

様式第六(第八条関係)
(様式第七(第九条関係))
(様式第八(第十条関係))

②

特定施設設置届出書
(特定施設使用届出書)
(特定施設の構造等変更届出書)

年 月 日

公共下水道管理者
栃木市長 殿

住所

④

申請者 氏名
電話

③

下水道法第12条の3第1項(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第1項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

[下水道法第12条の3第2項(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項)
下水道法第12条の3第3項(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第3項)] の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

[下水道法第12条の4(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の4)の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。]

工場又は事業場の名称	⑤	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり		
△下水の量及び水質	別紙のとおり		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備 考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面等を利用すること。
- ※の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面及び、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

①、②及び③については、下表により、適宜不要な箇所を二重線等で削除してください。

次の場合には	この文言を残してください
下水道を使用している工場や事業場で新しく特定施設を設置しようとするとき (下水道法第12条の3第1項)	①「様式第六(第八条関係)」 ②「特定施設設置届出書」 ③「下水道法第12条の3第1項(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第1項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。」
今まで特定施設ではなかった施設が、新しく特定施設に指定されたとき (下水道法第12条の3第2項)	①「様式第七(第九条関係)」 ②「特定施設使用届出書」 ③「下水道法第12条の3第2項(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。」
特定施設を設置している事業場が、新しく下水道を使用することになったとき (下水道法第12条の3第3項)	①「様式第七(第九条関係)」 ②「特定施設使用届出書」 ③「下水道法第12条の3第3項(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第3項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。」
届出済の特定施設について、構造などを変更しようとするとき (下水道法第12条の4)	①「様式第八(第十条関係)」 ②「特定施設の構造等変更届出書」 ③「下水道法第12条の4(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の4)の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。」

④には、申請する方の住所(所在地)、氏名(会社名及び代表取締役等名)及び電話番号を記載してください。

⑤には工場又は事業場の名称、所在地を記入し、「特定施設の種類」欄には、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第2に掲げる号番号及び施設の名称を記入してください。